

令和5年6月29日

○西村くにご委員

公明党の西村くにごでございます。今ちょうど部活の質問をしていただきました。その前も先行会派からありましたが、スポーツ局に伺っていらっしやっただので、文化部の目線から質問させていただけたらなというふうに思います。同じような内容かもしれませんが、今後どこがかじ取りをするんだというのを、今、明確にはできないまでも、ああ、こういう道筋があるのかなという問題を共有できたらなという思いでやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

文化部の地域移行については、活動が特に活発な吹奏楽部、これを一つ想定をしていただいて質疑ができればなと思います。中学校の公立の部活動をされている方の約1割が吹奏学部にも所属をしている、実はそうなんですよ、局長。なので、その観点で質問させていただくと、まず、国の動きとして文化部活動の地域移行に向けた実証事業が創設をされたと伺いました。具体的にはどんな事業なのか、また、県内で実施予定ってあるんでしょうか。

○文化課長

文化部の地域移行を推進するための文化庁の自治体向けの事業といたしましては、文化部活動の地域移行等に向けた実証事業という事業がございます。これは地域の実情を踏まえ、関係者との連絡調整、指導・助言を受ける体制や、あと指導者の確保、参加費用負担への支援等を行う実証事業というふうに聞いております。

この事業につきましては、教育委員会が窓口になっているんですけども、本県におきましては、今年度、吹奏楽について秦野市で実証事業を行う予定と聞いております。

○西村くにご委員

中学生を指導する指導者、それスポーツのほうでも問題にされておりましたが、技術指導に優れているだけでなく様々な資質が求められると思うんですが、どういった資質が必要だと考えていらっしやいますか。

○文化課長

中学生の指導に当たりましては、今お話にありましたとおり、吹奏楽部に関して言えば吹奏楽の知識や指導技術だけではなく、これはスポーツの指導者とも共通のものになりますが、生徒の安全を確保できる安全管理能力、体罰やハラスメント等を行わない倫理観や社会的規範、中学生年代における体と心に関する正しい知識など、多岐にわたる知識が必要となります。また、生徒の成長の責任を担うという意味においては、学校部活動の教育的意義や役割を理解し、学校関係者との必要な連携を取るという意識も求められると考えております。

○西村くにご委員

吹奏楽について言うと想定しやすいと思うんですが、まず場所、音出しが可能な場所って、そんなにいろんなところで音出せないと思うんですね。それから、楽器を保管する場所があるというのも課題になると思います。県としては、

どのようにこういった課題を考えていらっしゃるでしょうか。

○文化課長

吹奏楽の部活の地域移行に関しましては、今お話のありましたとおり、活動場所が大きな課題の一つとなると認識しております。学校以外で大勢の生徒が集まって楽器を演奏するような大きな音を出すことができる場所というのは、かなり限られております。例えば、大きなホールなどでは音出しは可能ではありますが、このようなホールにおきましては、休日は一般の公演などにも使用されていることが多いという状況です。また、会場使用料も発生しますので、地域移行の際には、定期的にこうした大きなホールを利用するというのは難しいと思われまます。また、場所の問題としては、先ほど質問の中でもございましたが、大きな楽器、また高価な楽器というものもあると思いますので、そういった楽器の保管場所というのも大きな問題になってくると思います。さらに、活動場所が例えば地域になったときに、活動場所と保管場所が離れるというようなケースもあると思いますので、そういった際の楽器の運搬というのも課題になってくると考えております。

○西村くにご委員

今まさにお答えいただいた内容について伺おうと思ったんですが、その楽器ですよね。部活動においては、楽器を個人で所有する生徒さんもいると思うんですが、最初から楽器屋入ってこの吹奏楽頑張ろうというような生徒はまずいなくて、学校にある楽器を触ってみて、ああ、やってみたいなと言うんだというふうに思うんですが、この学校にある楽器が、部活動で活用することがまずそもそも認められるのだろうかとか、今言った運搬とかメンテナンス、楽器の補修とかを、それは学校のお金としてやるのか、地域に移行したから違うところでお金出さないよというふうにやるのか、県では何か取扱いについて決めていらっしゃるのでしょうか。

○文化課長

部活動の地域移行においては、現在、中学校で所有している楽器や用具といったものを引き続き利用するというのが現実的なところではないかと考えております。使用する際の取り決めについては、現在こういったやり方だというのが決まっているわけではございませんけれども、改めて何か整理をしていかなければいけないものと考えております。ただし、実際には市町村ごと、地域ごと、また部員数の状況というのもかなり部活によって異なっておりますので、楽器等の取扱いは県で一律に定めるのではなくて、地域ごとに決めていくものと考えております。

○西村くにご委員

ますます責任の所在が分からなくなったわけです。ここまで聞いてきたように、吹奏楽に関して伺ってきましたけれども、本当にいろんな課題があるというのは、皆さんも共有していらっしゃると思うんですが、この部活動の地域移行に関して、今後県では、例えば吹奏楽のこのいっぱいある課題、どのように取り組んでいこうというふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○文化課長

県としても特に吹奏楽部に関しては、先ほど数が多いというようなお話もご

ございましたが、休日に活動する割合も多いというふうに聞いております。また、指導者や活動場所、これまで申し上げたような課題もいろいろとございますので、現在、神奈川県吹奏楽連盟からヒアリングを行うなど団体との連携を図っているところでございます。

部活動は、地域や学校によっても状況はかなり異なっておりますので、地域移行に向けては、地元市町村や学校などの意向もしっかりと把握をしつつ、吹奏楽連盟等の関係団体とも引き続き意見交換をしながら、課題について一つ一つ解決していくよう取り組んでまいります。

○西村くにご委員

一つ一つ解決をしながらと言っていたので、最後にもう1回、課題について私、復習をしたいと思います。

1つは、一緒です、受皿の把握、どこが受け取ってくれるのという、例えば神奈川県内地域で活動している受皿となりそうな一般の楽団って把握していますかというのが1つです。これ、教育委員会というよりか、やっぱり国際文化観光局で地域の文化の向上、音楽文化の向上ということで把握をしていただいたほうがいいかなというふうに思います。あるいはジュニアバンドなんかをつくるというのであれば、それ教育委員会がやるのか、あるいは市町がやるのかという課題も出てきますので、その辺りの約束事、ルールというのもつくっておかなければいけないだろうというふうに思います。

人材確保については、吹奏楽は金管楽器、木管楽器、リード楽器、ダブルリード楽器、打楽器、コントラバスみたいなものもある、それぞれ指導者がいる、いろんな指導者がどこにいて来てくれるのかどうなのかということがアクセスできなければいけない。指導者バンクをつくりましょうというのを1つ提案をさせていただきます。

次に、その指導者の責任の明確化です。これは国も出してくるんだろうけれども、じゃ運営、会計、引率、保護者対応、安全管理って、先生がやっていたことを全部指導者がやるのかどうかというの、これやっぱり調整を今から図らないと、もうちょっと丁寧にと言っていたら何も前にいかないというのを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、先ほど指導者対象の講習会、これ民間ではあるようですね。でも、まだ決まっていない。こういうのもいちいち線引きがあって、どういうことを教えられる指導者がいるのかというのを、できれば県でやっていただきたいけれども、いや国がというのであれば国をせっついていただいて、一つの線引きを教育委員会とも連携をしながらつくっていただきたい。

午前中出ました指導者の経費ってありましたが、文化部の場合は、よく謝礼なんて言い方をします。これも幾らかかるのかどうなのか、せめて相場ぐらいはつかんでおこうよというのが1つですよね。

あと、練習場所、楽器の保管場所、楽器の調達、保管、運搬というのが先ほど出ました。

それから、そもそも今の段階で吹奏楽部に所属をしている生徒さんって、月額部費として少ない人で500円、多い人で4,000円ぐらい払っているんですけど。これが、地域移行になったら、多分もっと負担増えちゃうと思うんですね。

国は、どうやらそういった支援も考えているというふうに言っていますが、その線引きはまだ明確じゃないので、どの御家庭のお子さんがどのぐらい支援をしてもらえるのかというのが見えませんので、この辺りも早く明確になるように、教育委員会としっかり連携を取っていただきながら、地域のそういう指導人材を掌握をしていって移行ができるような形を、いつでもという形で準備を始めていただけたらなというふうに思います。

今回、吹奏楽部を扱ったのは、金管楽器、木管楽器、プロで活動している方々に伺うと、中学時代に吹奏楽部で初めて楽器を触ったという人がすごい多いんですね。ということは、日本の音楽文化の下支えは、この部活を支えることにあるんだらうと。そうすると教育委員会だけではなくて、やはり文化の側面からしっかりと次の音楽文化人材の育成ということで対応してくださいというふうに思います。

大変という話ばかりがさつきずっと出ましたけれども、きっとメリットもある。例えば教員の負担軽減、これ1つメリットでしょうけれども、少子化になっていく中で幾つかのバンドが集まって吹奏楽部の楽団ができるということもあるでしょうし、人材バンク、指導者バンクをしっかりとつくってくれば、専門性の高い人材に教えてもらえるということも夢じゃないでしょうし、学区の枠組であるとか、あるいは異世代間の交流が可能になる、それはまさに地域の音楽の活性化につながるという夢も膨らむわけですね。こういったメリットの面については、多分、文化の側面が大きいのではないかと思いますので、様々なことを想定して進めていただけますよう要望をいたします。

次の質問は、観光についてであります。近年、発生頻度が高まっている大雨とか、あるいは地震も結構起こっております。そして何と言っても、新型コロナウイルスは本当に観光事業者の方、大きな打撃を受けられたと思うんですが、こういった様々な問題というか課題が発生をしたときに、観光客の方々が災害に巻き込まれる可能性があるわけですから、インバウンド需要の回復が今見込まれている、また、これからより一層と目指している今だからこそ、改めて観光客の安全・安心に関わる取組、いわゆる観光危機管理、これをしっかりと進めていくべきではないかと思います。

初めに、観光危機管理について、神奈川県観光振興条例にはどのように位置づけられているのでしょうか。

○観光戦略担当課長

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光地を選ぶ基準として、安心であることが求められるようになってまいりました。

そこで、観光客の安全に関する基本理念を定めた第3条等に安心の観点を加える改正を行い、令和5年4月から施行しております。

該当する条文、少し御紹介させていただきます。第3条第7項で、観光の振興に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、県民の観光旅行の促進とともに、誰もが安全に安心してかつ容易に観光旅行することができる環境の整備が図られるよう講ぜられなければならない。

続きまして、第10条第3項、県は、県内における観光旅行の安全及び安心の

確保を図るため、観光地における事故の発生の防止に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定しております。

○西村くにご委員

では、それを進めるためにどうしていくんでしょうかということ、続いて、神奈川県観光振興計画には、どのように位置づけられているんでしょうか。

○観光戦略担当課長

令和5年3月に策定いたしました第5期神奈川県観光振興計画におきまして、基本施策3、観光客の受入環境整備に、観光危機管理の項目を新たに設け、現状と課題、そしてあるべき施策の方向性、実施する主な事業などを示しております。この計画を基に、観光危機管理におきましては、関係者の連携体制の構築、観光客への正確かつ迅速な情報提供等に取り組んでまいります。

○西村くにご委員

取り組んでまいりますということなので、次ですね。

観光危機管理について、これまでどのように取り組んでこられたんでしょうか。

○観光戦略担当課長

これまで災害時に観光事業者が円滑に対応できますよう、観光事業者のための災害対応マニュアルを作成し、周知のために説明会などを行ってまいりました。

また、観光産業関連団体で構成する神奈川県観光魅力創造協議会で安全・安心の在り方について意見交換を行うとともに、県と市町村の観光所管課で構成する会議等で先進的な取組を紹介するなど観光管理意識の共有を図ってまいりました。

さらに、コロナ禍の対応といたしまして、旅行者のための感染防止サポートブックを作成、周知するとともに、スマートフォンの位置情報を活用いたしまして、観光客の集中を避けるため県内の混雑状況を見える化し、観光情報ウェブサイトで発信をいたしました。

このほか、観光客受入環境整備費補助金の補助項目に災害対応整備事業を設けて、観光事業者の災害対応を促してまいりました。

○西村くにご委員

るる取組を教えてくださいましたが、それらを踏まえて、どのような課題があるというふうに考えていらっしゃいますか。

○観光戦略担当課長

これから、今までもそうですが、取り組むべき観光危機管理、こちらのほうを少し紹介させてください。観光危機管理とは、観光客の観光産業に甚大な負の影響をもたらす観光危機をあらかじめ想定し、被害を最少化するための減災対策を行い、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導、安全確保、帰宅困難者の対策等をあらかじめ計画、訓練し、そして、危機発生時にはそれに基づく迅速な対応を的確に行うとともに、観光危機の風評対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的に行うこととされております。要約いたしますと、観光危機管理に取り組むには、減災の取組、危機管理の備え、危機への対応、危機からの復興の4段階での対応が必要になります。課題でござ

いますが、それぞれの段階における観光危機管理への対応の検討は観光部局のほか、県や市町村の防災部門、警察、消防などが関係してくるため、これらの機関との連携が必要であるというふうに考えております。

○西村くにご委員

インバウンド需要が回復してきています。今後も多くの観光客が本県を訪れることを期待しているわけですが、だからこそ災害時の緊急時対応、緊急マニュアルですね、改めて対応方法を検討して準備を進めておくことが、観光客に安心して県内観光を楽しんでもらうだけでなく、本県の観光地の安全性を言わばPRすることにもつながるといふふうに考えますが、今後、観光危機管理についてどのように進めていこうとお考えですか。

○観光戦略担当課長

まずは、これまでの取組の継続として観光事業者のための災害対応マニュアルのさらなる周知、また必要に応じて改訂を検討してまいります。また、危機発生時に迅速かつ的確な対応を行うために、県、市町村、観光事業者と平時から顔の見える関係を構築することが必要であることから、引き続き観光産業関連団体、市町村等と意見交換を行い、観光管理への意識を共有してまいります。

さらに今年度は、危機への備え、危機への対応等への観光課の取組といたしまして、危機発生時の体制整備、情報収集、情報発信の在り方、危機からの復興に向けた風評被害からの回避手法などを示した防災対応マニュアルの作成を検討してまいります。

○西村くにご委員

防災対策マニュアル、作っていただけると、観光の視点から。ありがとうございます。よろしくお願いします。

ただ、それぞれの地域の課題、地形であったりいろんなものがあります。海辺にあるとか山にあるとか、その地域がやっぱり頑張ってくださいらないと目に見える危機管理対策というのは伝わらないのかなというふうに思います。

それと併せて、やはり県がやっておくべきこととして、私の発想で恐縮ですが、常日頃から観光を売り込むための情報発信のテンプレートみたいのをつくるわけですね。でも、それと同じように緊急時の情報発信サイト、言わばダークサイトをあらかじめつくっておく。万が一地震が起こった、万が一何かが発生したというときに、すぐそれに切り替えて発信ができるようなということは、県への信頼に大きくつながるといふふうに思うんですね。

ある国で大きな災害が発災をしたときに、10日余りずっといらっしゃいませというホームページだったということが問題になったことがありました。神奈川県は、そういうことがないように、例えばそういったサイトであるとか、こういったことも考えて、この観光危機管理は、実はBCPにもつながるといふ大きな取組だと思っておりますので、前向きにお取り組みいただけますようお願いをします。

最後にもう1問、ユネスコの無形文化遺産に登録をされた山北町のお峰入りについて御質問をさせていただきたいと思っております。

これ、教育局文化遺産課の大きなお仕事であろうかと思うんですが、すごいことだと思うのに、あんまり神奈川県ざわざわしてないというのがもういろいろ

らしまして、神奈川県議会文化議員連盟としては何とか火をつけたいという、一人お峰入り大好き人間でやらせていただきたいというふうに思うんですが、昨年11月にユネスコ無形文化財に登録をされました。また、今年の10月には6年ぶりですよね、コロナでなかったんで、このお峰入りが開催されると。10月8日と伺っていますから、多くの人に知ってもらいたいと思うのに、なかなか見えてこない。

そこで、伺いたいと思うんですが、まず、観光面、地元の方はもとより県内外の多くの方に知っていただきたいというふうに思うんですが、観光面ではどういった支援をしていこうとお考えなんですか。

○観光プロモーション担当課長

県では、かながわお祭りガイドや神奈川観光マップなどの各種パンフレット、観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」等により、地域のお祭りやイベント情報の発信に取り組んでまいりました。そして昨年度は、観光かながわNOWにあります神奈川ベストチョイスのカテゴリーの中に、県内各地のお祭りをまとめて紹介するページを新たに設けました。

また、昨年度は、神奈川観光マップを4年ぶりに改訂し、県内のお祭り情報も更新したところです。

引き続き様々な媒体を活用して積極的に情報発信することで、山北のお峰入りをはじめとした地域の伝統芸能やお祭りなどの行事、イベントの開催を後押ししてまいります。

○西村くにご委員

後押ししていただけるそうです、杉本委員。そして、山北のお峰入りについて、文化面ではどういった支援をしていこうと思っているんですか。

○マグカル担当課長

文化面の支援でございますが、山北のお峰入りの実施主体でありますお峰入り保存会から、令和5年度マグカル展開促進補助金の申請があり、採択しております。その取組の一つといたしまして、より多くの方に山北のお峰入りを見ていただくため、今年10月8日のユネスコ無形文化遺産登録記念公演におきまして、会場の観覧席を従来の1,000席から3,000席に規模を拡大させるとともに、ライブビューイングによる他会場での観覧も可能にするというふうに承知しております。

また、来年の2月に開催を予定しております、本県ゆかりの伝統文化を新しい発想で活用し、現代に生きる文化芸術として再発信するカナガワリ・古典プロジェクトにおきまして、山北のお峰入りの公演や動画配信を行うなど情報発信を行う予定としております。

県といたしましては、伝統文化、伝統芸能を継承するために、まずはより多くの方に知っていただくことが重要と考えておりますので、機会捉えまして、県の文化芸術ポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」などを活用しながら、広報に努めていきたいと考えております。

○西村くにご委員

私、写真でしか拝見したことがないんですけども、それでも独特な雰囲気のあるお祭りと言っているのか、踊りですよね。今、御答弁いただいて、ああ、

もうちょっと早くできなかったのかな、でも去年の11月だもんね、文化遺産登録って思っていたんですが、改めてちょっと調べましたら、平成21年9月に、まずチャッキラコが記載をされた。このことを受けて令和2年3月に、チャッキラコを拡張して風流踊をグループ化してユネスコに提案しているんですよね。ということは、この頃から準備をしていたら、登録と同時にどかんと何かができたんじゃないのということをちょっと思ったんですが、これは文化遺産課の話かもしれません、申し訳ありません。

ただ、連携を取っていただいて、今申し上げたように、全国41件、24都道府県42市町村の風流踊が登録をされた起源は神奈川県にあった、そして神奈川県で終着をしているという、もっと誇っていいことなのに、なかなか神奈川県内で光が当たらないと。

それから、これはまた教育局の仕事ですと言われちゃうかもしれないけれども、遺産登録されて、早速お隣の東京都と静岡県では、もう2月に報告公演会というのをなさっているんですよね。こういうこと、本当、全県ちょこちょこ調べてみると、ちょっとスタートダッシュが遅れたのかなという気がいたします。もちろん伝統芸能ですから、今後も続いていきます。伺いましたら、80人からの男の人が役をもらって、ずっと歩かなきゃいけないと。山北は、そんなに大きなところではないので、申し訳ない、人を集めるのが大変だとか、いろんなお話を伺っておりますけれども、いろんな意味でもバックアップを地元の方々と連携を取りながら行っていただいて、神奈川県のパrideであるこのユネスコの無形文化財、チャッキラコ、そしてまたお峰入り、サポートしていただけますようお願いいたしまして、質問を終わります。